

前回の振り返り

- ・ 法定外税の必要性について ver2
- ・ 法定外税の検討 その1 ver2
- ・ 法定外税の検討 その2

1 法定外税の必要性について Ver2

- ・市の課題を改めて説明するとともに、新たにこれらを図示した。

(委員コメント)

負荷活動を抑制する必要があることを説明していくにあたり、有用であると思う。

(委員コメント)

表流水だけではなく、地下水に対する影響もある。また、大気汚染リスク、悪臭などの問題もある。

⇒ 図については、引き続き修正していく。

- ・新たな法定外税の考え方について、環境基本法や君津市環境保全条例に基づく、誘導型の税制として仕組んでいくことを確認。

(委員コメント)

環境基本法22条2項の立法時に、法制局において、誘導型の税とする場合に財産権と抵触することについて議論になったが、環境行政上の要請から妥当であるとされた。

- ・新たな環境施策の目的は、処分場の拡張抑制であり、財源調達については拡張抑制に取り組む過程で得られる税収を適宜活用するものと整理

(委員コメント)

増設や立地を抑制するといった場合、どのような状態が起点になるのか。処分場のない状態なのか、いわゆる現状を起点にするのか、確認しておく必要がある。

(委員コメント)

処分場があることによって、様々な問題が起き、議会も歴代市長も反対してきたわけだが、このままではいけないのであって、ある程度容認していることが出発点になるのではないか。

2 法定外税の検討 その1 Ver2

- ・法定外税のイメージとして、得られた税収がどのように配分されるのかについて、新たに図を追加した。
- ・税区分（法定外普通税とする考え方）について、原則どおり普通税として制度設計していく。

(委員コメント)

今回検討している税については、受益と負担の関係を説明することが難しく、将来的に税収が減ることが理想的であることから、何か特定の施策の財源に結び付けて考えるという発想にはならない。

(委員コメント)

誘導目的で設計するのであれば、目的税ではなくて、一般財源に入る形でよいのではないか。

3 法定外税の検討 その2

- ・何を課税物件（課税客体）としてとりあげるかは、客観的に担税力（税を負担できる経済的な能力）の存在を推定させるような物・行為または事実でなければならないところ、施設の拡張抑制に直接的に効果が見込めるいわゆる規模割については、その規模に応じた収益が見込まれることから、課税客体とすることができるのではないか。

(委員コメント)

伝統的な税と同じような枠組みで考えるのは、君津市の考えている法定外税には馴染まないのではないか。そこをスタートに考える必要はないのではないか。

(委員コメント)

環境税の専門家が見るとかなり違和感を感じる内容ではないかと思う。

(委員コメント)

課題を解決する、誘導するための手段として、原因者に負担を求めるものと考えればよい。規模に応じて負担を求めれば、担税力は推認でき、租税法の原則の議論をする必要はないと思う。実務上は、このような理屈で通せるのでは。

前回資料を修正

資料2 「法定外税の検討 その2」 Ver 2